

令和 8 年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度 SNS 等を活用した自殺対策に係る普及啓発・相談体制強化事業委託業務

2 目的

自殺対策に関する県民の理解が深まるよう、自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。

また、自殺に関する悩みを抱える者等が国や各自治体が設置している適切な相談窓口を把握し、援助希求行動をとれるよう支援することで自殺を未然に防ぐ。

3 履行期間

自 契約締結日

至 令和 8 年 1 2 月 3 1 日

4 業務内容等

(1) 動画制作

動画の制作にあたっては、必ず以下を遵守するものとする。

ア 県民向けに自殺関連事象に対する意識や知識を向上できるようなテーマとし、特に、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが共通認識となるような効果的な動画を制作する。

動画制作にあたっては、単なる情報提供に留まらず、視聴者が『私だけじゃないんだ』『相談していいんだ』と安堵や希望を感じられるよう、共感性や安心感に配慮した表現を重視すること。特に、視聴者の心に深く響き、行動変容へと繋がるようなストーリー性や感情に訴えかける工夫は、積極的に検討し提案すること。また、弱音を吐くことへの抵抗感を払拭するため、相談することのポジティブな側面（例：『重荷が軽くなる』『新しい視点が見つかる』『考えが整理できる』など）を提示するアプローチについても検討すること。

なお、過度に悲観的な描写や、特定の精神疾患への誤解を助長する表現、自殺行為そのものを直接的に描写する表現は避けること。

動画の最後に大分県の相談窓口を必ず案内すること。

親しみやすく安心感を与えるよう、可能な限り大分県の自然や観光名所をビジュアルに採用し、地域に根ざしたメッセージを発信すること。

イ 県が期間の制限なく利用できるよう、イラストやアニメーション等を中心にしたものにする。人物等を起用する場合は永年利用できるよう著作権等の許可を得ること。

ウ 動画内のナレーションや台詞等について、字幕表示を施すこと。

- エ 制作した動画を県 HP や動画共有サイト「YouTube」等で期間の制限なく視聴が可能となるよう、また、動画のリサイズを含め県側での編集が自由に可能となるよう著作権等の許可を得ること。
- オ 動画の制作にあたっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。
- カ 動画は、令和8年8月31日（月）までに完成すること。
- キ 動画の再生時間及び本数は下記のとおりとすること。
 - ・各動画10分以内とする。
 - ・動画を2本以上作成する
- ク 2023年に厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター主催で行われた「いのち支える動画コンテスト2023」受賞作品を広告動画として使用するため、内容が被らないようにすること。コンテスト動画を踏まえ、地域に根差した内容を考えること。
- ケ 上記ア～クの詳細等については、県と受託者が協議のうえ決定する。

(2) YouTube、TikTok、Instagram等のSNS広告クリエイティブ制作及び広告運用

- 広告クリエイティブの制作及び広告運用にあたっては、必ず以下を遵守するものとする。
- ア ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブとすること。
- イ 広告の配信結果等からターゲットのニーズ等についての検証を行うことを考慮し、その検証に必要となる形で広告クリエイティブを実施すること。
- ウ パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に実施すること。動画の視聴を誘導する内容の広告クリエイティブを制作すること。
- エ 広告運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、目的達成に向けて動画の再生を促す広告を実施すること。
- オ 広告は、デジタル広告の各手法を用いて、ターゲット層やターゲット層の心理や行動にあわせて情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- カ 上記ア～オの詳細等については、県と受託者が協議のうえ決定する。

(ア) ターゲット等の設定

- ・ターゲットの考え方は下記のとおりとする。

地域	大分県内
年代	青壮年期
想定されるターゲットの潜在意識	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも相談先が分からない ・支援が必要/支援を受けれるなら受けたいとは思いますが我慢すべきなのでは ・相談してもどうせ意味がない ・相談機関が何をしてくれるのか分からない ・相談したあとのことは想像できない ・自分が相談することで人に迷惑をかけてしまうのではないか ・弱い自分が悪い

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	動画を視聴し、相談へのハードルが下がり相談してみようと思える。相談先が分かりアクセスできる。SNS相談のLINE友達登録をする。
------	--

- ・ターゲットの年代に合わせた啓発広告媒体（YouTube、Instagram、TikTok、X等のSNS）を選択し、適切に配信すること。

(イ) 活用目的

- ア 県HP等への掲載、SNS広告等への利用
- イ 地域の研修会等で動画視聴

(ウ) 見直しの提案

ターゲットに対して啓発を行った結果、本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、広告媒体等の見直しについて協議するものとする。

5 動画作成・広告費用について

予算配分の考え方については提案書に記載すること。動画の品質向上と訴求力強化を目的とし、広告費よりも動画制作費に重点的に予算を配分すること。

6 業務委託の目的物

(1) 受託者が県に納品する本業務の目的物（以下「成果物」という）については、以下のとおりとする。

- ア 動画及び広告クリエイティブ等のデータ
- イ 動画及び広告クリエイティブ等の制作に係る各種データ、素材等
- ウ 上記ア、イのデータ等の一部を紙媒体により可視化した業務報告書
- エ 本業務にかかる効果検証分析レポート
- オ 本業務の分析結果に基づく、新たな自殺対策啓発の手法等に関する示唆

7 著作権に係る留意事項

(1) 本業務の実施に伴い、受託者が新たに制作・取得した成果物及び素材等のすべてに係る著作権は県に帰属するものとする。受託者は県に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

(2) 本業務の実施に伴い、受託者又は第三者が権利を有している素材等を用いる場合は、映像の二次利用を含め、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を必ず行うこと。

(3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) 県は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、Webサイト、テレビ等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

8 その他

- (1) 契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること（様式自由）。
- (2) 成果物については、データ及び紙媒体等で県に確実に納品すること。
- (3) 専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者を出席させること。また、電話やメール等にて迅速且つ確実に連絡が取れる体制を整えるとともに、県から要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (4) 本仕様書に定めのある事項について疑義が生じた場合、本仕様書に定めのない事項又は審査委員会で選定された企画提案等の内容の修正等については、必要に応じて県と受託者の協議により、解決するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。